

【特集】犯罪・非行へのもう一つの視点—犯罪被害者等への支援, 現状とこれから—
—現代行動科学会第33回大会テーマセッション—

警察（捜査機関）における犯罪被害者等支援

（話題提供）佐藤 敦（岩手県警察本部）

私は平成 11 年 3 月に岩手大学人文社会科学部を卒業し、同年 4 月に岩手県警察官を拝命しました。平成 12 年の交番勤務時代に、被害者支援の充実強化施策として、警察官を岩手県立大学に派遣し臨床心理学を学ばせる制度ができるという通知を目にし、それに応募しました。この制度により、平成 14 年 4 月から 16 年 3 月までの 2 年間、岩手県立大学社会福祉学研究科で臨床心理学を学ばせていただきました。現在は、岩手県警察本部県民課被害者支援室で、犯罪被害者支援業務に従事しています。

犯罪被害者支援の歴史的経緯について、主なものを説明します。

- ① 犯罪被害者等給付金支給法公布（S55）：犯罪被害者等に対する経済的支援が開始。
- ② 警察庁が「被害者対策要綱」を策定（H8）：警察における犯罪被害者に対する施策を総合的に推進していくための基本的指針が策定。
- ③ 犯罪被害者等基本法公布（H16）：犯罪被害者支援が国・地方公共団体の責務であると規定。これに基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定。
- ④ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布（H19）：被害者参加制度（一定条件の犯罪の被害者やご遺族が、刑事裁判に参加し、被告人への質問や、法律の適用についての意見陳述ができる制度）が開始。

被害者参加制度が開始されるまでの犯罪被害者支援の考え方は、大まかに言えば、「犯罪捜査は被害者に二次的被害を与えるものだから、できるだけ負担が小さくなるよう配慮する。」というものでした。被害者参加制度は、「被害者が刑事司法に主体的に参加する」ものであり、「犯罪捜査は二次被害を与えるもの」という前提を覆すものです。

被害者参加制度を利用されたご遺族の方への支援を経験しましたが、その全ての方が「制度を利用して良かった。」との感想をお持ちです。研究面でも、静岡県警察の警察官が、被害者参加制度を利用した被害者への支援事例を素材とし、「犯罪被害者が刑事司法に主体的に取り組むことは精神的回復にも寄与する。」との論文を発表しています（村松 2014）。

その一方で、警察における支援の限界についても痛感することがあります。警察機関なので、捜査を前提に支援を進めていかなければなりません。捜査の目的は「事案の真相解明と刑罰法令の適正かつ迅速な適用」（刑事訴訟法第 1 条）ですが、捜査によって事実が暴かれるのを好まない被害者もいます。「警察には正式に届けたくないが、何とかして欲しい。」との申し出を受けたこともあります。被害者参加制度は、捜査の枠組みに乗ることのできる犯罪被害者等にとっては大きな強みになる制度なのだと思います。

犯罪被害者支援の各種制度は、被害当事者の声を契機に作られ、発展してきたという背景事情があります。2016 年 9 月には、法制審議会が性犯罪の厳罰化や親告罪規定を撤廃する刑法改正の要綱を答申しましたが、ここでも性犯罪被害者の心身への影響を踏まえた検討がなされています。このように、一定の発展がみられる犯罪被害者支援ではありますが、加害者処遇と比較すれば、予算面では未だ雲泥の差がある現状にあります。

警察は、犯罪発生直後から、長期にわたり犯罪被害者と密接な関わりを持つ機関です。犯罪被害者の声に耳を傾け、目の前の犯罪被害者を受け止めるという、当たり前のように難しくもあることを、日々苦慮しながら実践していますが、受け止めた犯罪被害者の声が増え重なり、犯罪被害者支援施策がさらに発展していくことを願っています。

【引用文献】村松 瞳（2014）犯罪被害者の刑事司法への主体的な取り組みとその精神的回復に関する研究。心理臨床学研究、32(1)、51-61